

議案第 1 号

令和 2 年度船橋市一般会計予算

令和 2 年度船橋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 1, 6 8 5, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 市税		102,190,900
	10 市民税	51,164,900
	15 固定資産税	37,091,100
	20 軽自動車税	636,800
	25 市たばこ税	3,510,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	5,300
	35 事業所税	1,976,100
	40 都市計画税	7,806,600
15 地方譲与税		928,800
	12 地方揮発油譲与税	230,700
	15 自動車重量譲与税	620,300
	20 地方道路譲与税	100
	22 森林環境譲与税	50,700
	25 特別とん譲与税	27,000
20 利子割交付金		58,800
	10 利子割交付金	58,800
21 配当割交付金		539,000
	10 配当割交付金	539,000
23 株式等譲渡所得割交付金		354,100
	10 株式等譲渡所得割交付金	354,100
24 地方消費税交付金		13,387,100
	10 地方消費税交付金	13,387,100
25 ゴルフ場利用税交付金		3,400
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,400
26 法人事業税交付金		562,100
	10 法人事業税交付金	562,100
30 自動車取得税交付金		100
	10 自動車取得税交付金	100
31 環境性能割交付金		136,100
	10 環境性能割交付金	136,100
35 国有提供施設等所在市助 成交付金		200,000
	10 国有提供施設等所在市助 成交付金	200,000
37 地方特例交付金		679,800
	10 地方特例交付金	679,800
	△ 子ども・子育て支援臨時 交付金	0
40 地方交付税		3,390,700
	10 地方交付税	3,390,700

(単位：千円)

款	項	金 額
45 交通安全対策特別交付金		57,800
	10 交通安全対策特別交付金	57,800
50 分担金及び負担金		1,424,600
	10 負担金	1,424,600
55 使用料及び手数料		4,848,800
	10 使用料	3,185,530
	15 手数料	1,663,270
	△ 証紙収入	0
60 国庫支出金		37,785,000
	10 国庫負担金	32,807,190
	15 国庫補助金	4,850,370
	20 委託金	127,440
65 県支出金		13,058,900
	10 県負担金	8,935,200
	15 県補助金	2,530,180
	20 委託金	1,593,520
70 財産収入		356,400
	10 財産運用収入	312,870
	15 財産売払収入	43,530
75 寄附金		920,000
	10 寄附金	920,000
80 繰入金		3,587,900
	10 基金繰入金	3,587,900
	△ 特別会計繰入金	0
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		8,936,600
	10 延滞金・加算金及び過料	304,260
	15 市預金利子	30
	20 貸付金元利収入	2,739,250
	25 受託事業収入	614,330
	30 収益事業収入	60,000
	35 雑入	5,218,730
95 市債		17,978,100
	10 市債	17,978,100
歳 入	合 計	211,685,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
10 議会費		992,000
	10 議会費	992,000
15 総務費		15,780,500
	10 総務管理費	11,668,300
	15 徴税費	1,633,510
	20 戸籍住民基本台帳費	1,729,360
	25 選挙費	262,940
	30 統計調査費	360,980
	35 監査委員費	125,410
20 民生費		96,354,700
	10 社会福祉費	33,834,690
	15 児童福祉費	45,189,260
	20 生活保護費	17,311,850
	25 災害救助費	18,900
25 衛生費		17,680,800
	10 保健衛生費	9,964,250
	15 清掃費	7,716,550
30 労働費		212,600
	10 労働諸費	212,600
35 農林水産業費		471,200
	10 農業費	398,220
	15 林業費	46,960
	20 水産業費	26,020
40 商工費		3,865,800
	10 商工費	3,865,800
45 土木費		21,578,900
	10 土木管理費	842,100
	15 道路橋りょう費	4,326,800
	20 河川費	1,918,050
	25 港湾費	61,900
	30 都市計画費	13,516,660
	35 住宅費	913,390
50 消防費		6,393,400
	10 消防費	6,393,400
55 教育費		30,772,900
	10 教育総務費	6,023,280
	15 小学校費	7,352,140
	20 中学校費	3,107,870
	25 高等学校費	1,381,390
	30 特別支援学校費	346,360
	35 社会教育費	5,205,800

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路	720,000	令和2年度	92,000
		3・4・27号線		令和3年度	226,000
		橋りょう新設事業		令和4年度	402,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報システム関連更新賃借料	令和2年度～令和7年度	242,296千円
納税コールセンター運營業務委託料	令和2年度～令和4年度	25,749千円
納税通知書等作成業務委託料	令和2年度～令和5年度	420,000千円
課税データエントリー業務委託料	令和2年度～令和3年度	2,010千円
市・県民税受電業務委託料	令和2年度～令和3年度	1,177千円
障害者等住宅整備資金貸付	令和2年度～令和3年度	10,000千円
緊急通報システム運營業務委託料	令和2年度～令和6年度	4,383千円
介護用品支給業務委託料	令和2年度～令和5年度	485,130千円
子ども医療費申請書類審査等及び 児童手当月例事務処理等業務委託料	令和2年度～令和5年度	152,988千円
住宅等災害復旧資金利子補給	令和2年度～令和10年度	借受残高に年3.0パーセント以内の 率を乗じた額
保健福祉センター総合管理業務委託料	令和2年度～令和7年度	406,197千円
一般廃棄物処理基本計画策定支援 業務委託料	令和2年度～令和3年度	7,700千円
西浦処理場運転管理業務委託料	令和2年度～令和5年度	177,876千円
農業後継者対策資金利子補給	令和2年度～令和7年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の 率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	令和2年度～令和22年度	融資残高に年3.0パーセント以内の 率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	令和2年度～令和7年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の 率を乗じた額

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金利子補給	令和２年度～令和５年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
中小企業融資損失補填	令和２年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の２割以内に相当する額
耐震化普及啓発業務委託料	令和２年度～令和３年度	1,501千円
道路管理システムハードウェア保守業務委託料	令和２年度～令和３年度	788千円
舗装修繕及び道路排水整備費	令和２年度～令和３年度	190,000千円
東武野田線第305号踏切道拡幅工事委託料	令和２年度～令和３年度	80,000千円
公営住宅借上料	令和２年度～令和13年度	契約期間内における借上料
救急ステーション建替工事設計負担金	令和２年度～令和３年度	12,441千円
プラネタリウム投映業務委託料	令和２年度～令和５年度	44,550千円
豊富小学校スクールバス運行業務委託料	令和２年度～令和４年度	17,160千円
旭中学校校舎賃借料	令和２年度～令和７年度	129,800千円
前原中学校ランチルーム賃借料	令和２年度～令和７年度	88,500千円
学校ネットパトロール業務委託料	令和２年度～令和５年度	5,460千円
小学校給食調理業務委託料(塚田小学校ほか1校)	令和２年度～令和４年度	147,730千円
小・中学校給食調理業務委託料(習志野台第一小学校ほか11校)	令和２年度～令和５年度	797,401千円

事 項	期 間	限 度 額
都市計画事業用地等買収費 (千葉県地方土地開発公社分)	令和2年度～令和6年度	元金913,610千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対する損失補償	令和2年度～令和6年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅延利息の合計額

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出張所整備事業	11,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
東葉高速鉄道出資事業	494,000			
防災施設整備事業	25,800			
障害者福祉施設建設事業	17,100			
老人福祉施設建設事業	873,700			
児童福祉施設建設事業	74,900			
保育所建設事業	332,600			
災害援護資金貸付事業	5,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
霊園整備事業	61,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
ごみ運搬車整備事業	52,700			
ごみ処理施設整備事業	8,800			
南部清掃工場整備事業	814,400			
勤労市民センター整備事業	8,500			
道路整備事業	1,262,900			
交通安全施設整備事業	362,000			
橋りょう整備事業	311,800			
河川整備事業	735,300			
港湾整備事業	53,200			
土地区画整理事業	253,500			
街路整備事業	480,900			
公園整備事業	576,900			
公営住宅ストック総合改善事業	43,700			

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業	244,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
総合教育センター整備事業	3,700			
小 学 校 建 設 事 業	3,039,600			
中 学 校 建 設 事 業	1,096,600			
高 等 学 校 建 設 事 業	174,500			
特別支援学校建設事業	106,400			
公 民 館 建 設 事 業	623,100			
図 書 館 建 設 事 業	424,200			
少年自然の家整備事業	9,400			
視聴覚センター整備事業	2,100			
青少年会館整備事業	43,400			
武道センター整備事業	2,900			
減 収 補 填	53,500			
臨 時 財 政 対 策	5,293,400			
計	17,978,100			

議案第 2 号

令和 2 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,785,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 国民健康保険料		10,922,000
	10 国民健康保険料	10,922,000
15 国庫支出金		36,000
	15 国庫補助金	36,000
25 県支出金		34,447,500
	10 県補助金	34,447,500
33 財産収入		500
	10 財産運用収入	500
35 繰入金		4,646,900
	10 他会計繰入金	4,575,700
	15 基金繰入金	71,200
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		732,000
	10 延滞金・加算金及び過料	82,450
	23 受託事業収入	477,840
	25 一部負担金	10
	30 雑入	171,700
歳 入 合 計		50,785,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10 総務費		911,300
	10 総務管理費	689,610
	15 徴収費	221,690
15 保険給付費		33,989,900
	10 療養諸費	29,755,120
	15 高額療養費	4,026,140
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	172,290
	25 葬祭諸費	36,000
21 国民健康保険事業費納付金		14,637,600
	10 医療給付費分	9,951,470
	15 後期高齢者支援金等分	3,625,260
	20 介護納付金分	1,060,870
25 共同事業拠出金		100
	10 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		1,053,900
	10 保健事業費	18,720
	15 特定健康診査等事業費	1,035,180
35 諸支出金		92,200
	10 償還金及び還付加算金	92,200
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
合 計		50,785,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和2年度～令和3年度	515千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	令和2年度～令和3年度	450千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	令和2年度～令和3年度	348千円

議案第 3 号

令和 2 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 0 8 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

[illegible]

議案第 4 号

令和 2 年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 0 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

[illegible]

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	649,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

議案第 5 号

令和 2 年度船橋市介護保険事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,964,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 介護保険料		9,411,300
	10 介護保険料	9,411,300
15 国庫支出金		10,054,100
	10 国庫負担金	7,770,690
	15 国庫補助金	2,283,410
20 支払基金交付金		11,896,600
	10 支払基金交付金	11,896,600
25 県支出金		6,398,900
	10 県負担金	6,048,310
	20 県補助金	350,590
30 財産収入		1,200
	10 財産運用収入	1,100
	15 財産売却収入	100
40 繰入金		8,123,100
	10 他会計繰入金	6,936,800
	15 基金繰入金	1,186,300
50 諸収入		78,800
	10 延滞金・加算金及び過料	610
	15 市預金利子	10
	20 受託事業収入	1,440
	25 雑入	76,740
合 計		45,964,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10 総務費		977,500
	10 総務管理費	646,890
	15 徴収費	29,720
	20 介護認定審査会費	300,890
15 保険給付費		42,526,100
	10 介護サービス等諸費	40,055,900
	15 高額介護サービス等費	1,309,900
	17 高額医療合算介護サービス等費	191,400
	20 特別給付費	6,100
	25 特定入所者介護サービス等費	962,800
22 地域支援事業費		2,433,400
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,508,100
	12 一般介護予防事業費	100,600
	15 包括的支援事業・任意事業費	820,670
	20 その他諸費	4,030
30 基金積立金		1,100
	10 基金積立金	1,100
35 諸支出金		15,900
	10 償還金及び還付加算金	15,900
40 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		45,964,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等作成業務委託料	令和2年度～令和5年度	39,160千円
緊急通報システム運営業務委託料	令和2年度～令和6年度	295,212千円

議案第 6 号

令和 2 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 90,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第 7 号

令和 2 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 2 1 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		6,946,900
	10 後期高齢者医療保険料	6,946,900
15 使用料及び手数料		100
	10 手数料	100
20 繰入金		1,233,200
	10 他会計繰入金	1,233,200
25 繰越金		100
	10 繰越金	100
30 諸収入		30,700
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510
	15 償還金及び還付加算金	20,500
	22 受託事業収入	8,660
	25 雑入	30
歳 入 合 計		8,211,000

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和2年度～令和4年度	6,666千円

議案第 8 号

令和 2 年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア	水産物	13,691	トン
イ	青果物	103,084	トン

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	市場事業収益	865,000	千円
第 1 項	営業収益	666,636	千円
第 2 項	営業外収益	198,264	千円
第 3 項	特別利益	100	千円

支 出

第 1 款	市場事業費用	865,000	千円
第 1 項	営業費用	842,636	千円
第 2 項	営業外費用	17,264	千円
第 3 項	特別損失	100	千円
第 4 項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 196,300 千円は、減債積立金 9,482 千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,930 千円及び過年度分損益勘定留保資金 169,888 千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資本的収入	61,700	千円
第 1 項	出資金	59,000	千円
第 2 項	補助金	2,700	千円

支 出

第1款 資本的支出	258,000 千円
第1項 建設改良費	150,166 千円
第2項 企業債償還金	107,834 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,051 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、168,000千円である。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第9号

令和2年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	4 4 9床	
(2)	年	間	患 者	数	
		入	院	1 4 3, 3 9 4人	
		外	来	2 4 3, 2 5 8人	
(3)	1	日	平 均	患 者	数
		入	院	3 9 3人	
		外	来	9 8 6人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収					入	
第1款	病	院	事	業	収 益	18,697,000千円
第1項	医	業	収	益		17,288,800千円
第2項	医	業	外	収	益	1,142,400千円
第3項	特	別	利	益		265,800千円

支				出			
第1款	病	院	事	業	費	用	18,697,000千円
第1項	医	業	費	用			18,377,800千円
第2項	医	業	外	費	用		214,600千円
第3項	特	別	損	失			74,600千円
第4項	予	備	費				30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,749,900千円は、減債積立金528,300千円及び過年度分損益勘定留保資金1,221,600千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,244,100千円
第1項	企 業 債	744,000千円
第2項	負 担 金	500,000千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	100千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,994,000千円
第1項	建 設 改 良 費	1,965,700千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,028,300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
院 内 保 育 所 保 育 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	190,015
院 内 保 育 所 給 食 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	43,125
入院患者の食事提供業務 委 託 料 (管 理 費)	令和2年度～令和5年度	390,060
ベ ッ ド セ ン タ ー 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	28,611
物 流 セ ン タ ー 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	181,998
中 央 材 料 室 等 管 理 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	183,150
院 外 洗 濯 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	127,116
医 事 管 理 業 務 委 託 料	令和2年度～令和5年度	633,513
医 療 セ ン タ ー 建 替 工 事 設 計 業 務 委 託 料	令和2年度～令和3年度	624,503

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	744,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）医業費用と医業外費用の間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 9,271,820千円

（2）交際費 250千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,352,490千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	血管撮影装置	1式
	超音波画像診断装置	1式
	電子カルテシステム及び既存部門システム	1式
	手術システム	1式
ソフトウェア	電子カルテシステム及び既存部門システム	1式

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第10号

令和2年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	570,234人
(2)	年 間 有 収 水 量	52,560,408m ³
(3)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	管 渠 整 備 事 業	5,437,450千円
	処 理 場 整 備 事 業	3,563,211千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	17,674,628千円
第1項	営 業 収 益	11,499,921千円
第2項	営 業 外 収 益	6,174,607千円
第3項	特 別 利 益	100千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	17,116,157千円
第1項	営 業 費 用	15,126,253千円
第2項	営 業 外 費 用	1,939,804千円
第3項	特 別 損 失	100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,463,722千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額370,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,093,722千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,999,326千円
第1項	企 業 債	9,097,600千円
第2項	出 資 金	1,719,546千円
第3項	補 助 金	3,320,175千円
第4項	負 担 金	834,127千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	27,878千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,463,048千円
第1項	建 設 改 良 費	10,380,770千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,995,544千円
第3項	貸 付 金	36,734千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	上長津川幹線 管渠築造事業	2,567,000	令和2年度	135,000
				令和3年度	1,804,000
				令和4年度	628,000
		中山ポンプ場 自家発電設備 更新事業	287,100	令和2年度	123,000
				令和3年度	164,100
		西浦下水処理場 脱硫設備更新事業	326,000	令和2年度	98,000
				令和3年度	228,000
		西浦下水処理場 管理棟整備事業	4,212,400	令和2年度	600,000
				令和3年度	1,000,000
				令和4年度	850,000
				令和5年度	1,762,400

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高瀬下水処理場 運転管理業務委託料	令和2年度～令和5年度	1,016,147

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,097,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

790,681千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、763,588千円である。

令和2年2月14日提出

船橋市長

松戸 徹

議案第 1 1 号

令和元年度船橋市一般会計補正予算

令和元年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 9 5, 3 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 8, 5 2 2, 0 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 地方譲与税		888,900	23,904	912,804
	22 森林環境譲与税	0	23,904	23,904
60 国庫支出金		39,655,829	869,813	40,525,642
	10 国庫負担金	29,801,923	202,257	30,004,180
	15 国庫補助金	9,727,116	667,556	10,394,672
65 県支出金		11,129,588	124,324	11,253,912
	10 県負担金	7,358,562	71,157	7,429,719
	15 県補助金	2,353,696	53,167	2,406,863
80 繰入金		5,210,311	△3,014	5,207,297
	10 基金繰入金	5,210,011	△3,014	5,206,997
95 市債		22,387,300	980,300	23,367,600
	10 市債	22,387,300	980,300	23,367,600
歳 入 合 計		216,526,743	1,995,327	218,522,070

[illegible]

第2表 継続費補正

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
55 教育費	15 小学校費	(仮称)塚田第二小学校建設事業	3,907,599	平成30年度	52,157	3,907,599	平成30年度	52,157
		令和元年度		782,368	令和元年度		1,010,014	
		令和2年度		3,073,074	令和2年度		2,845,428	

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
20 民生費	10 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	136,000
		障害者援護施設等整備費補助事業	41,917
		老人福祉施設整備費等補助事業	487,000
35 農林水産業費	10 農業費	被災農業施設等復旧支援事業補助事業	68,168
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路維持補修事業	225,058
		道路新設改良事業	337,920
		橋りょう新設改良事業	8,351
		橋りょう維持事業	312,452
		交通安全施設整備事業	232,164
		公共交通施設整備事業	2,400
	20 河川費	準用河川整備事業	146,049
	30 都市計画費	バス利用促進等総合対策事業	2,000
		土地区画整理事業	282,135
		都市計画道路整備事業	258,143
		都市公園整備事業	67,661
55 教育費	15 小学校費	I C T 機器整備事業	826,590
		(仮称)塚田第二小学校建設事業	64,566
	20 中学校費	I C T 機器整備事業	358,630
	25 高等学校費	学校運営事業	20,090
	30 特別支援学校費	学校運営事業	36,040
	35 社会教育費	公民館管理運営事業	4,576
		少年自然の家整備事業	230,020

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	総額	事業名	総額
55 教育費	30 特別支援学校費	施設整備事業	1,060	施設整備事業	9,560

第4表 地方債補正

(追 加)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
民生施設災害復旧事業	800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
社会教育施設災害復旧事業	3,100			
その他施設災害復旧事業	1,500			

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
障害者福祉施設建設事業	39,200	13,900	53,100
老人福祉施設建設事業	985,800	△ 430,300	555,500
保 育 所 建 設 事 業	244,800	5,300	250,100
南部清掃工場整備事業	6,741,700	539,600	7,281,300
交通安全施設整備事業	565,200	6,100	571,300
橋 り ょ う 整 備 事 業	186,300	13,700	200,000
土 地 区 画 整 理 事 業	143,500	15,700	159,200
小 学 校 建 設 事 業	2,294,300	538,400	2,832,700
中 学 校 建 設 事 業	809,400	179,300	988,700
高 等 学 校 建 設 事 業	117,700	10,000	127,700
特別支援学校建設事業	305,900	18,000	323,900
少年自然の家整備事業	135,000	65,200	200,200

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	22,387,300	980,300	23,367,600

議案第 1 2 号

令和元年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
なお、平成 3 1 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計予算を令和元年度船橋市の国民健康保険事業特別会計予算に読み替えている。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 , 1 2 6 , 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲 入

(単位：千円)

[illegible]

[illegible]

議案第 1 3 号

令和元年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和元年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

なお、平成 3 1 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計予算を令和元年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計予算に読み替えている。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 3 , 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 5 8 3 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

[illegible]

議案第14号

船橋市森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策に要する費用に充てるため、船橋市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する費用に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年船橋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を「特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「100キロメートル」の次に「(市長が定めるものにあつては、片道50キロメートル)」を加える。

第15条第2項中「次の各号」の次に「のいずれか」を加え、同項ただし書中「規則で定める市区町村への」を「当該各号のいずれにも該当する」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 規則で定める都道府県への旅行 500円

第15条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

理 由

職員の旅費の適正化を図るため、日当の支給基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

船橋市歯科診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市歯科診療所条例の一部を改正する条例

船橋市歯科診療所条例(平成 26 年船橋市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項ただし書中「得て」の次に「診療日以外の日の全部若しくは一部を診療日とし、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第 2 項中「により」の次に「診療日以外の日の全部若しくは一部を診療日とし、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「当該」の次に「診療日又は」を加える。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1

診療所	診療内容	診療日	診療日のうち、休 診日とする日	診療時間
船橋市かざ ぐるま休日 急患・特殊 歯科診療所	障害児等診療 (固定診療) 及び要介護高 齢者診療(固 定診療)	1 月曜日	1 祝日 2 年末年始 3 4 月 30 日か ら 5 月 2 日ま での日 4 8 月 13 日か ら 同月 15 日 までの日 5 1 月 4 日	午前 9 時から 午後 5 時まで (午後零時か ら午後 1 時ま でを除く。)
		2 火曜日		
		3 水曜日		
		4 金曜日		
		5 土曜日		
		1 木曜日		午前 9 時から 午後 1 時まで
	要介護高齢者 診療(訪問診 療)及び摂食 嚥下機能訓練 (固定診療及 び訪問診療)	1 月曜日 2 火曜日 3 水曜日 4 金曜日 5 土曜日		午前 9 時から 午後 5 時まで (午後零時か ら午後 1 時ま でを除く。)
	急患歯科診療	1 日曜日 2 祝日		午前 9 時から 午前 12 時ま

		3 年末年始		で
船橋市さざんか特殊歯科診療所	障害児等診療（固定診療）及び要介護高齢者診療（固定診療及び訪問診療）	1 月曜日	1 祝日	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（午後零時から午後 1 時までを除く。）
		2 水曜日	2 年末年始	
		3 木曜日	3 4 月 30 日から 5 月 2 日まで の日	
		4 金曜日	4 8 月 13 日から 同月 15 日まで の日	
		5 土曜日	5 1 月 4 日	
		1 日曜日		午前 9 時から午前 12 時まで
	摂食嚥下機能訓練（固定診療）	1 第 1 日曜日 2 第 3 日曜日		
	摂食嚥下機能訓練（訪問診療）	1 第 3 日曜日		

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所及びさざんか特殊歯科診療所における歯科診療サービスの充実を図るため、診療日等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「24,360円」を「27,360円」に改める。

第16条中「61万円」を「63万円」に改める。

第16条の6中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額並びに保険料の減額の算定方法について、所要の改正を行うとともに、基礎賦課額の保険料率を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市立看護専門学校を設置及び授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市立看護専門学校の設置及び授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

船橋市立看護専門学校の設置及び授業料等の徴収に関する条例（平成2年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「授業料等は」を「授業料等は、」に改め、同条ただし書中「、授業料については」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

大学等における修学の支援に関する法律の制定に伴い、看護専門学校の入学料等の還付について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 20 号

船橋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例

船橋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成 14 年船橋市条例第 53 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

食品衛生法の一部改正に伴い、船橋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 14 年船橋市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 34 条第 1 項」を「第 37 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 22 号

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年船橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「5 年間」を「10 年間」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第42条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「限る」の次に「。次項において「保育所型事業所内保育事業」という」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第50条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「同じ。）」の次に「について」を加え、「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項中「第50条」を「前条」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 24 号

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年船橋市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 17 条第 2 項第 3 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 3 項におい

て同じ」を削る。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 25 号

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年船橋市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「修了したもの」の次に「又は採用の日から起算して 1 年以内に修了することを予定しているもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例

船橋市放課後ルーム条例（平成11年船橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

船橋市塚田南放課後ルーム	船橋市行田1丁目50番1号 (船橋市立塚田南小学校内)
--------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

新たに放課後ルームを設置するについて、その名称及び位置を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 27 号

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和 58 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 14 年船橋市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録の有効期間ごとに、第 1 項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 29 年 4 月 1 日までに改正前の第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者（同条第 5 項の規定の適用を受ける者であって、その者の登録の有効期間の起算日が同月 1 日以前であるものを含む。）であって、令和 2 年 4 月 1 日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録の有効期間が満了するまでの間、改正後の第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。

理 由

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

船橋市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市地方卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和 45 年船橋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生鮮食料品及びその加工品」を「生鮮食料品等」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

理 由

資本剰余金の処分及び取崩し等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

船橋市地方卸売市場業務条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市地方卸売市場業務条例

船橋市地方卸売市場業務条例（平成12年船橋市条例第36号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第7条—第20条）

第2節 仲卸業者（第21条—第29条）

第3節 売買参加者（第30条—第32条）

第4節 関連事業者（第33条—第39条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第40条—第56条）

第4章 市場の業務に関する品質管理（第57条）

第5章 市場施設の使用（第58条—第64条）

第6章 監督（第65条—第69条）

第7章 市場運営協議会（第70条—第75条）

第8章 雑則（第76条—第80条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、そ

の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(名称、位置及び面積)

第2条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市地方卸売市場
- (2) 位置 船橋市市場1丁目8番1号
- (3) 面積 121,534平方メートル

(取扱品目)

第3条 船橋市地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げる物品とする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等（生鮮水産物及びその加工品を除く。）
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等（野菜、果実及びこれらの加工品を除く。）

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月4日までの日及び12月31日（以下これらを「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(開設者の差別的取扱いの禁止)

第6条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者（第8条第1項の許可を受けて卸売の業務（市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以

下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)、仲卸業者(第22条第1項の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)、売買参加者(第30条第1項の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。))をいう。以下同じ。)その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第7条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 青果部 1

(2) 水産物部 1

(卸売業務の許可)

第8条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条に掲げる取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員(市場における責任者を含む。以下同じ。)の氏名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第15条又は第69条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者

エ 市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(5) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。

(7) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（卸売業者の名称変更等の届出）

第9条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 前条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 卸売の業務を廃止したとき。

（卸売業者の保証金の預託）

第10条 卸売業者は、市長から第8条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（卸売業者の保証金の額）

第11条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上2,400万円以下の範囲内において規則で定める。

2 前項の保証金は、規則で定めるところにより、有価証券をもって代用することができる。

（卸売業者の保証金の追加預託）

第12条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞

納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき
その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分され
た金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後そ
の預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項の規定を準用する。

(卸売業者の保証金の充当)

第13条 市長は、卸売業者が第64条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)

その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の先立って弁済を
受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販
売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債
権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(卸売業者の保証金の返還)

第14条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後で
なければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第15条 市長は、卸売業者が第8条第4項第4号から第6号までのいずれかに該当する
こととなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなっ
たと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すこ
とができる。

(1) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内
に第10条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内
にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第16条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする

場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第8条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「第16条第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。

（事業報告書の作成等）

第17条 卸売業者による事業報告書の作成等については、法第13条第5項第5号の表5の項(2)に定めるところによる。

（取扱高の月例報告）

第18条 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（卸売をした物品の数量に価格を乗じて得た額の合計（消費税額及び地方消費税額を含む。）をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（せり人の届出等）

第19条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、規則で定めるところにより、その者について当該卸売業者が市長に届け出た者でなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出に係るせり人に対し、規則で定める記章を交付するものとする。

3 卸売業者は、第1項の規定による届出に係るせり人がせり売による卸売に従事しなくなったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（記章の着用）

第20条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、前条第2項に規定する記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第21条 仲卸業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 青果部 20
- (2) 水産物部 112

(仲卸業務の許可)

第22条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条に掲げる取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が第26条又は第69条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (5) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号、第2号、前号又は次号のいずれかに該当する者があるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。
- (8) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められると

き。

- (9) その許可をすることによって、仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(仲卸業者の名称変更等の届出)

第23条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の保証金の預託)

第24条 仲卸業者は、市長から第22条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額等)

第25条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、10万円以上30万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第26条 市長は、仲卸業者が第22条第4項第1号若しくは第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第24条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き 1 月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第 27 条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前 2 項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第 22 条第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは、「第 27 条第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第 28 条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して 60 日以内にしなければならない。

3 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第 22 条第 1 項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第 1 項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第 22 条第 4 項の規定は、第 1 項の認可について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは、「第 28 条第 1 項の認可の申請」と読み替

えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(事業報告書の提出)

第29条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第30条 売買参加者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類の区分ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が第32条又は第69条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。

- (7) 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。

(売買参加者の名称変更等の届出)

第31条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第32条 市長は、売買参加者が第30条第4項第1号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第33条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目（その他の生鮮食料品等を除く。）以外の物品の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

3 市長は、第1項第1号に規定する業務（以下「第一種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 第37条又は第69条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 暴力団員等であるとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。

(6) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であると認められるとき。

4 市長は、第1項第2号に規定する業務（以下「第二種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない者であると認めるときは、許可しないものとする。

（関連事業者の名称変更等の届出）

第34条 第一種関連事業又は第二種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第一種関連事業又は第二種関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

(3) 第一種関連事業又は第二種関連事業を廃止したとき。

（関連事業者の保証金の預託）

第35条 関連事業者は、市長から第33条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（関連事業者の保証金の額等）

第36条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

第37条 市長は、第一種関連事業の許可を受けた者が第33条第3項第1号若しくは第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、第二種関連事業の許可を受けた者がその業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第33条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第35条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第33条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する業務の指示等)

第38条 市長は、第一種関連事業及び第二種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

(関連事業者の業務の相続)

第39条 関連事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該関連事業者の市場における第一種関連事業又は第二種関連事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における第一種関連事業又は第二種関連事業を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認

可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第33条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第33条第3項の規定は、第1項の規定による第一種関連事業に係る認可について準用する。この場合において、同条第3項中「同項の許可の申請」とあるのは、「第39条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。
- 6 第33条第4項の規定は、第1項の規定による第二種関連事業に係る認可について準用する。この場合において、同条第4項中「同項の許可の申請」とあるのは、「第39条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の認可を受けた者は、関連事業者の地位を承継する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第40条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等（生鮮水産物及びその加工品を除く。） せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法とする。ただし、個撰の野菜及び果実については、毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分については、せり売又は入札の方法とする。
 - (2) 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の生鮮食料品等（野菜、果実及びこれらの加工品を除く。） せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法とする。ただし、まぐろ類及びかじき類（加工品及び切り身を除く。）については、せり売又は入札の方法とする。
- 2 卸売業者は、前項第1号ただし書及び第2号ただし書に定める物品については、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて承認したときは、相対取引の方法によることができる。
- (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

3 卸売業者は、次に掲げる場合であって、市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 市長は、第1項第1号ただし書の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第70条に規定する船橋市地方卸売市場運営協議会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項各号に掲げる物品（同項第1号ただし書及び第2号ただし書に定める物品を除く。）について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（受託拒否の禁止）

第43条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第44条 卸売業者による売買取引の条件の公表については、法第13条第5項第5号の表4の項に定めるところによる。

（相対取引の承認申請）

第45条 第41条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称

(2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量

(3) せり売又は入札の方法によることが著しく不適當である理由

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売)

第46条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしようとする場合は、当該仲卸業者及び売買参加者への卸売並びに市民への生鮮食料品等の安定供給に支障が生じない範囲で行うものとする。

2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をした場合は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第47条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実に行之、異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売業者以外の者からの買入れ販売の届出)

第48条 仲卸業者は、その許可に係る市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第49条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第50条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による卸売の結果等の報告)

第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、せり又は入札の方法及び相対取引により当日卸売をする物品について、当該物品ごとに、その日の品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、せり又は入札の方法及び相対取引により当日卸売をした物品について、当該物品ごとに、その日の品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）を市長に報告しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第52条 市長による売買取引の結果等の公表については、法第13条第5項第3号ロに定めるところによる。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第53条 卸売業者による売買取引の結果等の公表については、法第13条第5項第5号の表6の項に定めるところによる。

(開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表)

第54条 市長による売買取引の方法及び決済の方法の公表については、法第13条第5項第4号に定めるところによる。

(決済の方法)

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から4日以内に代金（受託物品の卸売金額から控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を控除した金額とする。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、卸売のための取扱品目の部類に属する物品を買い付けたときは、買い付けた物品の引渡しを受けた日から4日以内にその代金を支払わなければならない。

3 卸売業者から物品を買い受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受ける

と同時にその代金を支払わなければならない。

- 4 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から販売のための取扱品目の部類に属する物品を買い付けたときは、買い付けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。
- 5 仲卸業者から物品を買い受けた者は、買い受けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。
- 6 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。
- 7 前各項の規定は、代金の支払に関し、特約を交わすことを妨げない。

(卸売代金の変更の禁止)

第56条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 市場の業務に関する品質管理

(物品の品質管理)

第57条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に基づき、市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者と連携し、市場の業務に係る物品の品質管理に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

5 第11条第2項及び第12条から第14条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第59条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第60条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状に回復することを命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第61条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第62条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第63条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第64条 市場の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表の金額の範囲内において規則で定める。

2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

- 3 使用者は、市場施設の使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。
- 4 第59条ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別にその使用料を定めることができる。
- 5 使用料は、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。
- 6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により、3日以上にわたって市場施設を使用することができないとき。
 - (2) 第62条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
 - (3) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。
 - (4) 災害その他の特別の理由があると市長が認めるとき。

第6章 監督

(指導及び助言)

第65条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第66条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善措置の勧告)

第67条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

- (1) 卸売業者 業務、財産又は会計
 - (2) 仲卸業者 業務又は会計
 - (3) 取引参加者（前２号に掲げる者を除く。） 業務
 - (4) 関連事業者 業務又は会計
- （改善措置の命令）

第６８条 市長は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の勧告に従わないときは、同条各号に掲げる者に対し、同条各号に定める事項に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

（監督処分）

第６９条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、５万円以下の過料を科し、第８条第１項の許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２ 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、５万円以下の過料を科し、第２２条第１項の許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

３ 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、５万円以下の過料を科し、第３０条第１項の承認を取り消し、又は６月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

４ 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、１万円以下の過料を科し、第３３条第１項の許可を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

５ 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、６月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ、不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第7章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置)

第70条 市場における業務の運営(売買取引に関する事項を含む。)に関し必要な事項を調査審議するため、船橋市地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第71条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 市場の業務の運営に関する事項(次号及び第3号に掲げる事項を除く。)
- (2) 第4条、第41条及び第55条並びに取引参加者に関する事項
- (3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、必要な事項

(組織)

第72条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸業者
- (3) 売買参加者
- (4) その他の利害関係者
- (5) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第73条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第74条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(市場取引委員会への委任)

第75条 協議会は、第71条第2号及び第3号に掲げる事項を調査審議するため、市場取引委員会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、市場取引委員会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

第8章 雑則

(無許可営業の禁止)

第76条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要があると認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第77条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第78条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第79条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付する

ことができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(施行規則の制定)

第80条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条第1項の許可に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 第8条第4項第2号(第16条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第65条第1項又は第2項の規定により旧法第58条第1項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、第15条又は第69条第1項の規定により第8条第1項の許可を取り消されたものとみなす。

別表

種類	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第48条の規定により買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて

		得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
卸売業者売場使用料		１平方メートルにつき月額	１６０円
仲卸業者売場使用料		１平方メートルにつき月額	１，８１０円
買荷保管所使用料		１平方メートルにつき月額	１，４７０円
倉庫使用料		１平方メートルにつき月額	５８０円
冷蔵庫使用料	第１冷蔵庫	建物及び機械一式月額	３，７３７，８６０円
	第２冷蔵庫	建物及び機械一式月額	４，２７１，８４０円
加工所使用料		１平方メートルにつき月額	１，４８０円
バナナ発酵室使用料		１平方メートルにつき月額	１，２２０円
業者事務所使用料		１平方メートルにつき月額	２，０３０円
関連事業者売場使用料		１平方メートルにつき月額	６４０円
金融機関店舗使用料		１平方メートルにつき月額	２，０３０円

理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、市場の業務の方法及び取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 31 号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成 27 年船橋市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「船橋市新船橋駅自転車等駐車場」の次に「、船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場（上段）」を加え、同表 2 の項中「船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場」の次に「（上段を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の船橋市自転車等駐車場条例別表第 1 第一種自転車等駐車場の表に規定する船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場に係る同条例第 6 条第 1 項に規定する利用の許可の手續その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

第一種自転車等駐車場における自転車の月ぎめ利用に係る使用料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 32 号

船橋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市下水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年船橋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 減債積立金を使用して企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額の範囲内の額を資本金に組み入れるものとする。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

利益の処分について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 33 号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和 36 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 120 の項及び 121 の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表 122 の項及び 123 の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表 142 の項及び 143 の項中「^{しょう}醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同表 152 の項及び 153 の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表 179 の項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同表 180 の項中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同表 261 の項中

「
7 都市の低炭素化の促進に関する法律第
54 条第 2 項の規定による申出があった
場合の認定の申請の手数料の金額は、表に
定める金額に、建築基準法第 18 条第 2 項
（同法第 87 条第 1 項において準用する
場合を含む。）の規定による計画の通知の
項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額
の欄に定める金額を加算した金額とする。」

を

「
7 都市の低炭素化の促進に関する法律第
54 条第 2 項の規定による申出があった
場合の認定の申請の手数料の金額は、表に
定める金額に、建築基準法第 18 条第 2 項
（同法第 87 条第 1 項において準用する
場合を含む。）の規定による計画の通知の
項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額
の欄に定める金額を加算した金額とする。」

に改め、同表 270 の項中「含める」の

8 共用部分を計算しない評価方法を用いる場合の認定の申請の手数料の金額は、イに定める金額を加算しない金額とする。」

次に「。ただし、共用部分を計算しない評価方法を用いる場合は、この限りでない」を加え、同表２７２の項中「ロ(2)」の次に「又はイ(3)及びロ(3)」を、「含める」の次に「。ただし、共用部分を計算しない評価方法を用いる場合は、この限りでない」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第３の１７９の項及び１８０の項の改正規定 令和２年４月１日
- (2) 別表第３の１２０の項から１２３の項まで、１４２の項、１４３の項、１５２の項及び１５３の項の改正規定 令和２年６月１日

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 34 号

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例

船橋市営住宅条例（平成 9 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 駐車場の管理（第 43 条―第 51 条）」を「第 3 章 駐車場の管理（第 3 章の 2 指定管理者

第 43 条―第 51 条）
による管理（第 51 条の 2―第 51 条の 8）」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) インターネット

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により入居者を決定する。

第 9 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 10 条第 2 項中「、又は入居者が市営住宅を明け渡したとき」を削り、同項ただし書中「次回の入居者の公募開始の日」を「当該入居決定者に係る次条第 4 項の入居可能日」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項

を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第4号中「に規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第51条の2 市営住宅及び共同施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第51条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の公募その他の市長の業務の補助に関すること。
- (2) 市営住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市営住宅及び共同施設の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第51条の4 第51条の2の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 市営住宅及び共同施設の事業計画書

(2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第51条の5 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書による市営住宅及び共同施設の管理が良好な居住環境を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第51条の6 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 市営住宅及び共同施設の管理の実施状況

(2) 市営住宅及び共同施設の管理に係る収支状況

(3) その他市営住宅及び共同施設の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(損害賠償)

第51条の7 指定管理者は、市営住宅又は共同施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第51条の8 指定管理者並びに市営住宅及び共同施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、市営住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第52条の見出し及び同条第3項中「市営住宅管理人」を「市営住宅連絡員」に改め、

同条第4項中「市営住宅管理人」を「市営住宅連絡員」に改め、「修繕すべき箇所の報告等」を削り、同条第5項中「市営住宅管理人」を「市営住宅連絡員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第4条、第9条、第11条、第17条、第19条、第21条、第22条及び第52条の改正規定 令和2年4月1日

(3) 目次及び第10条の改正規定並びに第3章の次に1章を加える改正規定 令和3年4月1日

(準備行為)

2 改正後の第51条の2の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、前項第3号に掲げる規定の施行前においても、改正後の第51条の4及び第51条の5の規定の例により行うことができる。

理 由

市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、所要の定めをするとともに、入居の手続等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 35 号

船橋市立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市立小学校設置条例の一部を改正する条例

船橋市立小学校設置条例（昭和 39 年船橋市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「船橋市立小室小学校 船橋市小室町 899 番地」を 「船橋市立小室
小学校 船橋市小室町 899 番地 船橋市立塚田
南小学校 船橋市行田 1 丁目 50 番 1 号」 に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

新たに小学校を設置するについて、その名称及び位置を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

船橋市少年自然の家条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市少年自然の家条例

船橋市少年自然の家条例（昭和56年船橋市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、少年（義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。）を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため、少年自然の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、少年自然の家を設置する。

2 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市立一宮少年自然の家
- (2) 位置 千葉県長生郡一宮町東浪見字稲荷塚新田7493番2

（業務）

第3条 船橋市立一宮少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 集団宿泊研修、野外活動及び体育レクリエーションのための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 研修会等の開催に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要があると認めること。

（指定管理者による管理）

第4条 少年自然の家の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 少年自然の家の利用の許可に関すること。
- (3) 第15条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他少年自然の家の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要であると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 少年自然の家の事業計画書
- (2) その他教育委員会規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による少年自然の家の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が少年自然の家の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 少年自然の家の管理の実施状況及び利用状況

(2) 少年自然の家の管理に係る収支状況

(3) その他少年自然の家の管理の実態を把握するため、教育委員会が必要があると認める事項

(利用時間)

第9条 少年自然の家の利用時間は、宿泊を伴う利用の場合にあっては利用開始日の午後1時30分から利用終了日の午後1時までとし、一時利用の場合にあっては利用日の午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て利用開始時刻を繰り上げ、又は利用終了時刻を繰り下げることができる。

2 前項ただし書の規定により利用開始時刻を繰り上げ、又は利用終了時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を教育委員会規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に利用時間を変更することができる。

(休所日)

第10条 少年自然の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開所日とすることができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により休所日の全部又は一部を開所日としたときは、当該開所日を教育委員会規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に休所日を変更し、又は休所日を設けることができる。

(利用者の範囲)

第11条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教育課程に基づき利用する少年

(2) 少年団体の構成員

(3) 前2号に規定する者の引率者

- (4) 少年団体の育成者
 - (5) その他教育委員会が必要があると認める者
- (利用の許可)

第12条 少年自然の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(意見の聴取)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第12条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第12条第4号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(利用料)

第15条 利用者は、利用料として別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市内に住所を有する義務教育終了前の者については、これを無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(利用料の収入)

第16条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減免)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市の区域内の義務教育諸学校の児童又は生徒（第15条第1項ただし書に規定する者を除く。）が教育課程に基づき利用するとき。
- (2) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用料の還付制限)

第18条 既に納入された利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないときは、利用料を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、少年自然の家を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、少年自然の家の利用を終了したときは、利用した施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 少年自然の家の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者及び少年自然の家の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、少年自然の家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市少年自然の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市少年自然の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表

利用者の種別	宿泊（1人1泊につき）	一時利用（1人につき）
1 幼児	190円	90円
2 小学生・中学生	380円	190円
3 高校生	770円	380円
4 1の項又は2の項に規定する者の引率者及び育成者	1,540円	770円
5 その他の者	2,310円	1,150円

備考

- 1 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。
- 2 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。
- 4 市内在住者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の2倍に相当する額とする。

理 由

一宮少年自然の家の管理を指定管理者に行わせるため、所要の定めをする必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 37 号

船橋市南部清掃工場建設工事請負契約の変更について

船橋市南部清掃工場建設工事請負契約（平成 28 年 3 月 29 日議決、平成 30 年 3 月 28 日変更議決）（契約の相手方 J F E エンジニアリング株式会社）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	26,300,592,000 円
	変更後	26,696,592,000 円

理 由

工事内容の変更により、船橋市南部清掃工場建設工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第38号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和2年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 15,788,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、
契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 市川市国府台5丁目24番14号
氏名 川口明浩
資格 公認会計士 |

理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 39 号

市道の路線認定及び変更並びに廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び変更並びに廃止する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
00-076	浜町二丁目 1-45	若松二丁目 4-3	13.67 28.16	280.23	一部未供用 156.43m
17-002	若松二丁目 4-3	若松二丁目 4-5	10.00 13.67	0	未供用 532.86m
17-003	若松二丁目 1-5	若松二丁目 7-2	7.50 7.83	0	未供用 161.38m
26-043	古作二丁目 131-8	古作二丁目 155-1	7.54 10.50	183.02	
50-252	飯山満町三丁目 1736-31	飯山満町三丁目 1736-30	5.00 5.00	103.25	
63-151	大穴北二丁目 253-217	大穴北二丁目 253-238	4.00 4.00	83.92	
63-152	大穴北二丁目 252-32	大穴北二丁目 252-36	4.00 4.00	96.56	
63-153	大穴北二丁目 252-2	大穴北二丁目 252-62	4.00 4.00	67.99	
66-103	二和西三丁目 7-677	二和西三丁目 7-91	6.00 6.00	99.61	
79-137	小室町 5466-28	小室町 5466-29	5.00 5.00	58.88	
17P001	若松二丁目 7-2	若松二丁目 7-2	2.50 3.13	0	未供用 30.72m
合 計				973.46	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
01-001	本中山二丁目 191-6	本中山一丁目 115	2.40 7.05	777.22	変更前
01-001	本中山一丁目 159-9	本中山一丁目 122-1	5.98 6.97	115.83	変更後
				△ 661.39	
03-001	西船七丁目 100-1	古作二丁目 131-1	3.08 10.50	751.34	変更前
03-001	西船七丁目 100-1	西船七丁目 81	3.49 5.30	292.87	変更後
				△ 458.47	
04-002	二子町 576	二子町 629-3	7.13 7.42	211.73	変更前
04-002	二子町 576	二子町 631-3	7.13 7.42	249.71	変更後
				37.98	
16-026	浜町二丁目 1-45	浜町一丁目 4-825	8.18 28.16	1,136.96	変更前
16-026	浜町二丁目 2-58	浜町一丁目 4-825	8.18 26.11	1,038.92	変更後
				△ 98.04	
32-057	馬込町 931-3	馬込町 931-15	6.00 8.51	91.58	変更前
32-057	馬込町 931-3	馬込町 935-45	6.00 8.51	185.25	変更後
				93.67	
34-104	金杉三丁目 1002-1	金杉三丁目 1002-1	6.50 6.50	61.44	変更前
34-104	金杉三丁目 1002-1	金杉三丁目 999-22	6.00 6.50	150.17	変更後
				88.73	

合 計				△ 997.52	
-----	--	--	--	----------	--

廃止

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
00-049	市川市若宮三丁目 603-1	藤原一丁目 195-15	7.60 13.02	684.89	
01-032	本中山四丁目 598-4	本中山四丁目 610-3	8.01 8.90	246.08	
01-036	本中山五丁目 90-5	本中山七丁目 1246	5.53 14.67	658.27	
16-028	浜町二丁目 2-25	浜町二丁目 2-25	21.99 22.04	151.92	
合 計				1,741.16	

理 由

市道の路線認定及び変更並びに廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第40号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、小野 安啓を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第41号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、織戸 孝を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第42号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、土橋 博之を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第43号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、菊池 眞夫を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第 4 4 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期が満了するので、小川 晃を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第45号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、齋藤 教子を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第46号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、石山 幸男を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第47号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、石井 俊郎を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第48号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、高橋 光一を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年2月14日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 49 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、金子 一雄を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 50 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、藤城 孝義を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 5 1 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期が満了するので、岡庭 一美を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 52 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、湯浅 清春を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 53 号

農業委員会委員任命の同意を求めることについて

農業委員会委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、神山 茂樹を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 5 4 号

市長等の給料月額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

市長等の給料月額の特例に関する条例

(給料月額)

第 1 条 市長、副市長、教育長、常勤監査委員及び病院事業管理者の給料月額は、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 3 1 年船橋市条例第 1 4 号）第 2 条の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては、同条例別表第 1 に規定する額から、当該額に市長にあつては 1 0 0 分の 1 0 を、副市長、教育長、常勤監査委員及び病院事業管理者にあつては 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(適用除外)

第 2 条 前条の規定は、特別職の職員の給与等に関する条例第 6 条第 1 項に規定する退職手当の額を計算する場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

理 由

行財政改革を推進する姿勢を示すため、市長等の給料月額を減ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 55 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年船橋市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 3 中「8, 000 円」を「16, 000 円」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第 1 号中「19, 000 円」を「27, 000 円」に改め、「又は 3, 000 円のいずれか多いほうの額」を削り、同条第 2 号中「19, 000 円」を「27, 000 円」に、「16, 000 円」を「17, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から令和 3 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 20 条の 3 第 2 号の規定の適用については、同号中「17, 000 円」とあるのは、「16, 700 円」とする。
- 3 施行日の前日において改正前の第 20 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 20 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当

該相当する額を超えない範囲内で市長が定める額。以下「旧手当額」という。) から 1, 300 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第 20 条の 3 に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第 20 条の 3 の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 1, 300 円を超えることとなる職員

4 施行日の前日において改正前の第 20 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた職員であつて、令和 3 年 4 月 1 日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が定める職員を除く。）に対しては、同日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 20 条の 3 の規定にかかわらず、旧手当額から 2, 600 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第 20 条の 3 に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第 20 条の 3 の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2, 600 円を超えることとなる職員

(委任)

5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、住居手当について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員米原 仁子は、令和 2 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和 2 年 2 月 1 4 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山本 稔は、令和2年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員渡辺 徹は、令和2年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松 戸 徹